

社会福祉法人南陽園定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ハ) 相談支援事業の経営
 - (ニ) 移動支援事業の経営
 - (ホ) 地域活動支援センターの経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人南陽園という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の障害児・者を支援するために、双方に負担がかからぬよう低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所の所在地を石川県加賀市潮津町ム 6 9 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員を 7 名以上 1 0 名以内置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任・解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会運営細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員とし

て適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員は必ず出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が2,500,000円を超えない範囲で、別途定めた役員及び評議員報酬規程に従い、評議員会において算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。

- 3 議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任された評議員2名は、記名押印しなければならない。

第4章 役員並びに職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財務の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、別途定めた役員及び評議員報酬規程に従い、報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する事業所の管理者は、理事会において、選任及び解任する。

3 管理者以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第23条 この法人に諮問機関として、運営協議会を置く。

(設置の目的)

第24条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から地域や利用者の意見を聴取することを目的とする。

(運営協議会の委員の定数)

第25条 運営協議会の委員は5名以上20名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第26条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の任期)

第27条 運営協議会の委員の任期は、2年とし、4月1日から始まり3月31日をもって満了とする。ただし、再任を妨げない。

(運営協議会の委員の報酬等)

第28条 運営協議会の委員の報酬は、別途定めた役員及び評議員報酬規程に従い、支給することができる。

(運営協議会の開催・招集)

第29条 運営協議会は毎年度1回理事長が招集する。

(運営協議会の運営)

第30条 運営協議会に議長を置く。

2 議長は、運営協議会において、出席した委員の中から互選で定める。

(運営協議会の議事録)

第31条 運営協議会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び運営協議会において選任された委員2名は、記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産および公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 壹百万円
- (2) 土地 石川県加賀市潮津町△69番1
 - 宅地 7348.59平方メートル
 - 土地 石川県加賀市潮津町△79番13
 - 宅地 260.21平方メートル
 - 土地 石川県加賀市潮津町△18番
 - 山林 294.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口211番
 - 宅地 211.57平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口212番
 - 宅地 99.17平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口213番
 - 宅地 396.69平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口223番
 - 宅地 221.48平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口214番
 - 雑種地 380.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口222番
 - 雑種地 238.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口210番
 - 雑種地 310.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口233番
 - 宅地 247.95平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口234番1
 - 宅地 156.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口235番
 - 宅地 52.89平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口236番
 - 宅地 158.67平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口249番1
 - 宅地 175.68平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口253番
 - 宅地 29.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口254番
 - 宅地 29.00平方メートル
 - 土地 石川県小松市大領町口208番1
 - 宅地 234.71平方メートル

土	地	石川県小松市大領町口208番2
宅	地	231.40平方メートル
土	地	石川県加賀市源平町90番1
宅	地	340.99平方メートル
土	地	石川県加賀市源平町90番2
宅	地	495.56平方メートル
土	地	石川県加賀市源平町84番1
宅	地	1,082.25平方メートル
土	地	石川県加賀市源平町84番2
宅	地	570.73平方メートル
土	地	石川県小松市大領町口237番3
宅	地	145.34平方メートル
土	地	石川県小松市大領町口237番2
宅	地	141.92平方メートル
土	地	石川県加賀市山田町ワ23番6
宅	地	246.11平方メートル
土	地	石川県小松市大領町口237番1
宅	地	102.80平方メートル
土	地	石川県小松市大領町口238番2
宅	地	247.00平方メートル
土	地	石川県能美市寺井町を55番3
宅	地	517.44平方メートル
土	地	石川県能美市寺井町を55番4
宅	地	501.41平方メートル

(3) 建 物

- ① 石川県加賀市潮津町△69番地1、59番地1、59番地3、69番地2 所在
(家屋番号69番1)
鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼
板葺4階建
障害者支援施設
- | | | |
|-----|----|----------------|
| 床面積 | 1階 | 3,118.80平方メートル |
| | 2階 | 1,916.81平方メートル |
| | 3階 | 2,065.10平方メートル |
| | 4階 | 241.56平方メートル |
- コンクリートブロック造陸屋根平家建 ポンプ室
床面積 21.32平方メートル
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 変電室
床面積 61.06平方メートル
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ボイラー室

- 床面積 6.90平方メートル
 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ボイラー室
 床面積 64.68平方メートル
- ② 石川県加賀市潮津町△69番地1の2 所在 (家屋番号69番102)
 木造スレート葺2階建
 自立訓練棟 (グループホーム)
 床面積 1階 86.54平方メートル
 2階 74.52平方メートル
- ③ 石川県加賀市潮津町△24番地 所在 (家屋番号24番)
 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 車庫
 床面積 26.40平方メートル
- ④ 石川県加賀市潮津町△59番地1、22番地2、62番地2、79番地13所在
 (家屋番号59番1)
 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
 障害者支援施設
 床面積 1階 487.80平方メートル
 2階 939.50平方メートル
 3階 1,305.53平方メートル
 4階 680.42平方メートル
 5階 480.05平方メートル
- ⑤ 石川県小松市大領町口223番地、211番地、212番地、213番地、214番地、222番地所在
 (家屋番号223番)
 鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺2階建
 店舗・居宅
 床面積 1階 595.13平方メートル
 2階 353.93平方メートル
- ⑥ 石川県小松市大領町口234番地1、236番地、249番地1、253番地所在
 (家屋番号234番1)
 木造瓦葺2階建
 居宅
 床面積 1階 172.14平方メートル
 2階 57.43平方メートル
- ⑦ 石川県加賀市源平町87番地、84番地
 (家屋番号87番)
 木造合金メッキ鋼板葺平家建
 障害福祉サービス事業所
 床面積 185.02平方メートル
- ⑧ 石川県加賀市柴山町も21番地1
 (家屋番号21番1)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建
 デイサービスセンター

床面積	1階	148.66平方メートル
	2階	501.24平方メートル
	3階	95.90平方メートル

- ⑨ 石川県小松市正蓮寺町セイ谷10番地5
 (家屋番号10番5)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
 障害者支援施設

床面積 563.76平方メートル

- 石川県小松市正蓮寺町セイ谷7番地3、10番地5
 (家屋番号7番3)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 障害者支援施設

床面積	1階	1,166.56平方メートル
	2階	878.90平方メートル

- 石川県小松市正蓮寺町セイ谷10番地5、石川県小松市五国寺町7番地3
 (家屋番号10番5の2)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 障害者支援施設

床面積	1階	254.08平方メートル
	2階	254.08平方メートル

- ⑩ 石川県小松市大領町口236番地、235番地、254番地
 (家屋番号236番)

木造合金メッキ鋼板葺2階建
 養護所

床面積	1階	75.35平方メートル
	2階	72.87平方メートル

- ⑪ 石川県加賀市源平町84番地
 (家屋番号84番)

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 旅館居宅

床面積	1階	329.04平方メートル
	2階	283.20平方メートル

- ⑫ 石川県小松市大領町口237番地3、石川県小松市大領町口237番地2
 (家屋番号237番3)

木造瓦葺2階建
 共同住宅

床面積	1階	119.73平方メートル
	2階	119.73平方メートル

- ⑬ 石川県加賀市源平町90番地1
 (家屋番号90番1)
 木造合金メッキ鋼板葺2階建
 養護所
 床面積 1階 112.62平方メートル
 2階 66.24平方メートル
- ⑭ 石川県加賀市山田町ワ23番地6
 (家屋番号23番6)
 木造瓦葺2階建
 居宅
 床面積 1階 94.40平方メートル
 2階 56.31平方メートル
- ⑮ 石川県小松市大領町口238番地2、石川県小松市大領町口237番地1
 (家屋番号238番2)
 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 共同住宅
 床面積 1階 186.69平方メートル
 2階 186.69平方メートル
- ⑯ 石川県能美市寺井町を55番地4、55番地3
 (家屋番号55番4)
 鉄骨造合金メッキ鋼板葺3階建 (主である建物)
 事務所・工場・居宅
 床面積 1階 182.76平方メートル
 2階 228.15平方メートル
 3階 207.36平方メートル
 鉄骨造合金メッキ鋼板葺3階建 (附属建物)
 工場・居宅
 床面積 1階 120.96平方メートル
 2階 115.44平方メートル
 3階 86.10平方メートル

3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て石川県知事の承認を得なければならない。ただし、

次の各号に掲げる場合には石川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 39 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 40 条 この法人の事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 42 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を持って終わる。

(会計処理の基準)

第 43 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第 44 条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 45 条 この法人は、社会福祉法26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行なう。

日中一時支援事業（日中ショート・タイムケア）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 9 章 解散

(解散)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行なう学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人南陽園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子広告に掲載して行なう。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	表	二 雄
理 事	矢 田 松	太 郎
理 事	古 田	福 松
理 事	松 木	幸 蔵
理 事	守 岡	享 享
理 事	北 村	俊 雄
理 事	竹 内	三 郎
理 事	寺 前	英 一
理 事	飯 貝	宗 謙
監 事	中 曾 根	治 郎
監 事	西	要 一

附 則

昭和52年 3月18日一部変更、昭和53年 4月10日認可。

附 則

昭和55年 2月28日一部変更、昭和55年 3月10日届出。

附 則

昭和57年 4月 6日一部変更、昭和57年 7月14日認可。

附 則

昭和61年 7月28日一部変更、昭和62年 3月27日認可。

附 則

昭和63年 1月28日一部変更、昭和63年 2月 1日届出。

附 則

昭和63年 6月 7日一部変更、平成元年 1月13日認可。

附 則

平成 5年 1月26日一部変更、平成 5年 4月 1日認可。

附 則

平成 7年 7月25日一部変更、平成 8年 1月26日認可。

附 則

平成10年12月 9日一部変更、平成11年 3月 1日認可。

附 則

平成11年 9月28日一部変更、平成12年 3月 3日認可。

附 則
平成12年 3月22日一部変更、平成14年 5月 9日認可。

附 則
平成14年 3月22日一部変更、平成14年 5月24日認可。

附 則
平成15年12月19日一部変更、平成16年 3月 3日認可。

附 則
平成16年 5月25日一部変更、平成16年 7月30日認可。

附 則
平成16年12月9日一部変更、平成17年 4月28日認可。

附 則
平成17年12月 9日一部変更、平成18年 1月 4日認可。

附 則
平成18年 3月 9日一部変更、平成18年 3月28日認可。

附 則
平成18年 8月24日一部変更、平成18年 9月11日認可。

附 則
平成18年12月13日一部変更、平成19年 2月 9日認可。

附 則
平成20年 3月27日一部変更、平成20年 5月28日認可。

附 則
平成21年 3月 1日一部変更、平成21年 3月31日認可。

附 則
平成22年3月2日で選任された評議員の任期は、定款第17条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則
平成22年 5月28日一部変更、平成22年 6月25日認可。

附 則
平成22年12月 4日一部変更、平成23年 1月20日認可。

附 則
平成23年 8月 4日一部変更、平成24年 2月 1日認可。

附 則
平成23年12月10日一部変更、平成24年 2月 1日認可。

附 則
平成24年 3月22日一部変更、平成24年 4月23日認可。

附 則
平成24年11月 7日一部変更、平成24年 12月 4日届出。

附 則
平成25年 6月13日一部変更、平成25年 7月12日届出。

附 則

平成26年 9月30日一部変更、平成26年11月26日認可。

附 則

平成27年 3月26日一部変更、平成27年 7月27日認可。

附 則

平成28年 5月26日一部変更、平成28年 8月16日届出。

附 則

平成28年11月24日変更、平成29年 3月10日認可。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

(平成28年11月24日変更、平成29年 3月10日認可)

附 則

平成29年 3月23日一部変更、平成29年 7月5日認可。